（様式１）

　年　　　月　　　日

**遺伝子組換え生物実験　申請書**

日本女子大学長　殿

使用責任者　所属・職

氏名（署名）

下記の遺伝子組換え生物実験について申請します。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 課題番号（注1） | |  | | |
| 連絡先 | | 氏名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話：　　　　　　　　　　　　電子メール： | | | | | | | | | | |
| 課　題　名 | |  | | | | | | | | | | |
| 実験の期間  （注2） | | 年　　　　月　　　　日から　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日まで | | | | | | | | | | |
| 実験の目的  （注3） | |  | | | | | | | | | | |
| 実験の種類と分類 | | 実験の種類（注4） | | | | | | | | | 実験の分類区分（注5） | |
| １．微生物使用実験  ２．大量培養実験  ３．動物使用実験　　（１）動物作成実験　　（２）動物接種実験  ４．植物等使用実験　（１）植物作成実験　　（２）植物接種実験　　（３）きのこ作成実験  ５．細胞融合実験 | | | | | | | | |  | |
| 使用等をおこなう施設等（注６） | | | |  | | | | | | | | |
| 遺 伝 子 組 換 え 生 物 等 の 特 性 （ 注７ ） | 核　酸　供　与　体 | | | | | 宿　主  （注９） | | | | ベクターまたは核酸導入法  （注１０） | | 拡散防止措置の区分  （注１１） |
| 供与体生物及び核酸の種類（注８） | | | | |
|  | | | | |  | | | |  | |  |
|  | | | | |  | | | |  | |  |
|  | | | | |  | | | |  | |  |
|  | | | | |  | | | |  | |  |
| 蛋白毒素産生能　（注１２） | | | |  | | | | | | | |
| 使用者 | 氏　　　名 | | | | 部局・職 | | 病原微生物取扱い経験（注1３） | | | | 組換えＤＮＡ実験経験（注1４） | |
|  | | | |  | |  | | | |  | |
| 安全委員会の本実験計画に対する意見 | | |  | | | | | | | | | |
| 安全委員長の部局・職 | | | | | | 氏名（署名） | | | |

申請書の作成にあたっては、以下の文書を参照してください。

１．遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（カルタヘナ法）

（平成十五年法律第九十七号）

施行日：平成三十年三月五日 最終更新：平成二十九年五月三十一日公布（平成二十九年法律第四十一号）改正

(<http://www.lifescience.mext.go.jp/files/pdf/n790_01-r2.pdf>)

　　同説明書（文部科学省作成　平成18年10月版）

（<http://www.lifescience.mext.go.jp/bioethics/carta_expla.html>）

２．「研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令（平成１６年文部科学・環境省令第１号）」（二種省令）

（<http://www.lifescience.mext.go.jp/bioethics/data/anzen/syourei_02.pdf>）

３．研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令の規定に基づき認定宿主ベクター系等を定める件 （平成十六年一月二十九日文部科学省告示第七号） 最終改正：平成二十六年三月二十六日文部科学省告示第四十九号

（<http://www.lifescience.mext.go.jp/files/pdf/n648_02.pdf>）

４．「研究段階におけるゲノム編集技術の利用により得られた生物の使用等に係る留意事項について（通知）」（元受文科振第100 号、2019年6月13日）

（<https://www.lifescience.mext.go.jp/files/pdf/n2189.pdf>）

（注１）空欄とすること（安全主任者において記入する）。

（注２）５年以内とする。

（注３）遺伝子組換え生物等の使用等の目的、必要性を具体的かつ明確に記入すること。

（注４）二種省令第2条の規定する実験の種類のうち、当該使用等が該当するものすべてについてその番号を○で囲むこと。

（注５）実験分類の区分は、二種省令第３条の規定する実験分類（クラス１〜クラス４）を記入する。

（注６）実験室名を記入する。研究室名に加えて括弧内に拡散防止措置のレベル（たとえばP２、P１Pなど）を明記すること。

（注７）同一課題内において、供与体と宿主—ベクター系の組み合わせが複数となる場合には、それぞれの組み合わせごとに破線で区切って記入すること（破線を追加してもよい）。

（注８）供与体の種名、系統及び用いる核酸の種類（例えばヒトcDNA、シロイヌナズナゲノムDNA、オワンクラゲ*GFP*遺伝子、マウスItln−2遺伝子gRNA等）を記入すること。

（注９）由来と系統名を記入すること。文部大臣の承認を受けた宿主—ベクター系のうち、認定に際して系統名が明記してある系統については、系統名のみを記入すればよい。

（注１０）文部大臣の承認を受けた宿主—ベクター系のうち、認定に際して種類が明記してある種類については、種類のみを記入すればよい。その他の場合には具体的な方法を記入する。

（注１１）拡散防止措置の区分についてそのレベル（P1、P2、P1A、P1P等）を記入すること。ただし、未認定の宿主—ベクター系を用いる場合には、別紙様式（安全主任者に申し出て入手する）の未認定の宿主—ベクター系の使用計画書を作成し、添付すること。

（注１２）有、無について記入すること。有の場合はその組換え生物等について特定し、ＬＤ50の値を記入すること。

（注１３、１４）有、無について記入すること。